

次のアレルギー物質を含む納入物資については、各学校に対して、製造元・製品名等の情報を適宜、迅速に周知しています。

●法令で表示義務が定められている食品（8品目）

卵	小麦	そば
乳	えび	落花生(ピーナッツ)
かに	くるみ	

※これらの食品は、微量でも含まれていれば表示が必要です。

※食品表示基準（特定原材料）

…特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。

●表示を推奨している食品（20品目）

アーモンド	あわび	いか	いくら
オレンジ	カシューナッツ	キウイフルーツ	牛肉
ごま	さけ	さば	大豆
鶏肉	バナナ	豚肉	マカダミアナッツ
もも	やまいも	りんご	ゼラチン

※消費者庁次長通知（特定原材料に準ずるもの）

…症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。

●食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準が、平成27年3月20日に公布され、同年4月1日から施行されている。

●くるみの特定原材料への追加及びその他の木の実類の取扱いについて（令和5年3月9日事務連絡） 食品表示基準を改正し、特定原材料として新たにくるみを追加することになった。 令和5年3月9日施行 経過措置:令和7年3月31日まで  
医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を推奨している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。

●「食品表示基準について」の一部改正について（令和6年3月28日 消費者庁次長通知） 「マカダミアナッツ」を特定原材料に準ずるものに追加し、「まつたけ」を特定原材料に準ずるものから削除することが決議された。